

東日本大震災から15年。近年頻発する大規模災害へのそなえとして、災害時の福祉支援も重要な視点となります。災害福祉のあり方について、昨年のH.C.R.2025 セミナーAにて話された講演内容をもとにあらためて考えてみましょう。

災害福祉最前線

～イタリア式に学ぶ“いま”と“これから”～

〈事例報告〉

鍵屋 一氏 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 (一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事
古越 武彦氏 認定特定非営利活動法人長野県NPOセンター 事務局次長(長野県災害時支援ネットワーク担当)
森 美菜子氏 大分県社会福祉協議会市民活動支援部 大分県災害ボランティア・福祉支援センター副所長

時代を追うごとに「支える力」が低下する日本

地震調査研究推進本部によると、30年のあいだに南海トラフ地震・首都直下型地震のどちらかが発生する確率は94%というデータが出ています。さらに、本セミナー登壇者の鍵屋一氏が期間を10年で試算した結果、53.1%という統計が出たことが明らかになりました。

H.C.R.2025では、日本が抱える被災地支援の問題をふまえ、イタリア式の災害福祉を軸にこれからの考えるセミナーがおこなわれました。

「日本の避難生活環境は、時代が進むごとに低下しています。高齢者・障害者が増加する一方で、自治体職員や町内会を中心とした“支える力”が弱まっているのが原因です。」と語るのは、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事の鍵屋氏。いまの日本には、発災時に社会的弱者を守る法律や体制が整っていない現状を解説しつつ、福祉活動を充実させる重要性について述べました。

最後に鍵屋氏は「日本の良さは医療・福祉・県や市町村の関係が密であることです。災害時も、平時と同様の連携が可能な仕組みづくりが必要だと思います。」と問題提起を行いました。

「避難したいと思える避難所」を作る重要性

大分県社会福祉協議会市民活動支援部、大分県災害ボランティア・福祉支援センター副所長の森美菜子氏からは、まず社会福祉協議会が「地域に住む人々の普通の暮らしの幸せを実現する活動」をする団体だと説明。

そして副所長として活動するなかで、いまの日本に足りないのは被災地の体制強化だと語ります。「『糖尿病で配給のパンが食べられない』『知的障害の息子が安心して暮らせない』など、さまざまな背景をもつ人々からの“被災地生活に苦しむ声”を聞いてきました。普段の生活と災害時を一貫して考えていく

ことこそ、これからの日本が取り組むべき指標です。」
 続けて森氏は、誰もが“避難したいと思える避難所”を作るためにも、個別避難計画の策定やケースマネジメントの取り組み強化など、地域でできる対策は豊富にあることを訴えました。

災害時でも「日常生活」が可能なイタリア式災害福祉

認定特定非営利活動法人 長野県NPOセンター 事務局次長(長野県災害時支援ネットワーク担当)の古越武彦氏からは、いまの日本の制度では、発災から復興までを見据えた支援体制が整っていないことが問題であることが述べられました。打開策として「イタリア式の被災者支援方法」を取り入れることが有効だと解説します。

イタリア式の災害福祉支援の例として①発災から48時間以内に、備蓄していた資機材等を活用し支援拠点を設置②訓練された民間の支援者が現地対応を実施③被災者250名に対し支援者50名を投入、などを挙げ「災害時でも“日常生活”と変わらない生活を



鍵屋 一氏



古越 武彦氏



森 美菜子氏

送れることが、イタリア式ならではの長です。」と解説しました。

古越氏はこれらの知見を基に「被災者の尊厳と基本的人権を最大限に尊重し、誰ひとり取り残さない支援体制」の実現に向け、イタリア式を軸にした支援モデルの構築へ挑戦していく決意を述べました。

「産・官・学・民」連携で被災地を支える仕組みづくりを

参加者からは「福祉に関するノウハウや思いがある個人・団体は、どのようにすれば被災地支援に参加できるのでしょうか?」という質問が。これに対し森氏は「社会福祉協議会へ気軽にコンタクトを取り、自身ができることを積極的に共有することをお願いします。問題が発生した際、いただいた情報をもとにこちらから協力を求めることがあります。」と返答しました。

鍵屋氏は、発災時に弱い“いま”の日本は、イタリア式を参考に「産・官・学・民」の連携強化が必要。そして日本が“これから”災害福祉のレベルを向上させるキーは「福祉」だと述べ、本セミナーを締めくくりました。

災害から地域の人びとを守るために

～全国災害福祉支援センターの設置～

(社福)全国社会福祉協議会 全国災害福祉支援センター

全国社会福祉協議会(以下、全社協)では、令和元年9月に、「災害時福祉支援活動の強化のために - 被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を - (提言)」を発表し、「災害福祉支援センター」の設置を提言し、都道府県社協への設置促進を図ってきました。

令和7年7月に施行された災害法制の改正で災害救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたように、災害時の福祉的支援の重要性は非常に高まっていますが、「災害福祉支援」を専門に担う機関はありません。災害が激甚化・頻発化するなか、特に、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模災害に備え、発災時に速やかな災害福祉支援を行うためには、社会福祉の専門職に限られた体制で災害福祉支援を担う現状の社協のままでは困難であることは自明です。また、災害時に円滑な福祉支援を行うためには、平時から防災関係者や保健・医療・福祉の関係者とのネットワークを構築し、災害時に社会的脆弱

性を抱えた人びとに寄り添った支援体制が取れるよう備えておくための常設型の機関や災害福祉支援のコーディネートや研修等を担う専門職の配置が必要です。

そのため、都道府県社協において、この間社協・社会福祉施設が実施してきた被災者支援をより効果的、円滑にするための「災害福祉支援センター」を設置し、平時・有事の災害福祉支援体制強化を図ることを提言しています。現在、先駆的に取り組んでいる12県社協(※)に「災害福祉支援センター」が設置されています。

こうした動きと合わせ、全社協では、各県の災害福祉支援センターの運営支援や連携強化、さらには全国域での災害福祉支援関係者との連携・協働を図るための「全国災害福祉支援センター」を令和7年10月に設置しました。

全国災害福祉支援センターでは、災害福祉支援ネットワーク中央センターとしてDWA Tに関する業務や、

災害ボランティアセンターに関する業務、また、それ以外にも平時の防災の取組から、発災後の応急救助期～復興期に至る支援を切れ目なく円滑に行うために、災害ケースマネ

ジメントや支え合いセンター事業(被災者見守り・相談支援等事業)、防災教育の普及等に取り組んでいます。

災害福祉を専門とする全国域の常設機関を民間団体主導で設置している事例は、海外でも珍しい取り組みですが、災害大国の日本においては、海外に先じた取り組みが必要不可欠です。先行的な事例のため、課題はあれど、様々な関係者と連携を深めながら、災害福祉支援センターの整備及び機能強化を図っていく必要があります。

災害時における福祉の重要性が改めて認識された今こそ、災害から地域の人びとを守るために、確固たる災害福祉支援体制を構築していきたいと考えています。



《注》※秋田県、群馬県、山梨県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県